

介護保険計画課

1. 第7期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、先般、社会保障審議会介護保険部会においてご議論いただいたところである（「参考資料1.」参照）。

今後、議論を踏まえて具体的な検討を進めていくが、基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、次のとおりであるので、都道府県及び市町村は、第7期介護保険事業（支援）計画（以下、「第7期計画」という。）作成に向けて遺漏なきようお願いする。

（1）基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方

ア 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から、「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である。今後、高齢化が進展していく中において、この理念を堅持し、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要がある。

特に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定され、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要である。

イ 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

このような状況を踏まえ、保険者である市町村においては、

- ① 各保険者において、それぞれの地域の実態把握・課題分析を行う。
- ② 実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する。
- ③ この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、

効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みを推進する。

- ④ これら様々な取り組みの実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う。

の取り組みを繰り返し行うこと、すなわち、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要である。

また、都道府県は、必要に応じて市町村に対し、実施上の助言をするほか、市町村職員等に対する研修の実施や医療職やその他の専門職の派遣に関する職能関係団体等との調整を行うなどの積極的な支援を行うことが重要である。

ウ 2025（平成37年）年度を見据えた第7期計画の作成

このような背景から、各市町村においては、今後の高齢者（被保険者数）の動向を視野に入れながら、2025（平成37）年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、関係者との議論のもと、第7期から第9期における段階的な充実の方針とその中の第7期の位置づけを明らかにし、第7期において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

具体的には、平成27年度～29年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、第7期計画期間中の市町村の取組を基礎として平成37年度の推計を行う。この推計は単に将来の推計を行うだけではなく、第7期におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備及び医療・介護の提供体制の整備等により平成37年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら設定することを期待するものである。

なお、推計に際しては、都道府県が医療計画の一部として作成する地域医療構想とも整合性がとれたものとすることが重要である。

エ 医療計画との整合性の確保

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画については、平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとな

る。

このため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する医療計画と介護保険事業支援計画の整合性を確保することが必要である。

また、医療計画の一部として作成された地域医療構想と、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

オ 第6期計画の実施状況の確認、評価及び把握

第7期計画の作成にあたって、まずは、第6期計画の実施状況について、平成27年、28年の実績値などを踏まえながら、第6期計画での見通しとの比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理することが重要である。

また、給付状況や要介護認定率等については介護保険事業状況報告のデータのほか、地域包括ケア「見える化」システムによる他の保険者との地域間比較・分析などを活用し、現状とともに給付状況の特徴等も把握し、保険者として取組と要因を整理することが重要である。

さらに、平成28年3月25日に会計検査院から国会へ報告された平成27年度の決算検査報告において、厚生労働省として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所のサービスの特性又は利便性等について、保険者、事業所、ケアマネジャー、要介護者等に対して一層の周知等を行うこととされたところである（「参考資料2.」参照）。

各市町村においては、平成30年度からの第7期計画の作成にあたって、上記のサービスを含めた利用状況の一層の把握やサービス内容の周知等に積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 第7期計画の策定プロセスと支援ツール

ア 議論に基づく施策反映

介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度である。

このため、保険者として地域の課題を把握した上で、地域の将来像をどう描

き、どのような保険料水準で、どのようなサービス水準を目指していくのかについて、住民や関係者の意見を聞きながら保険者として判断し、第7期計画において明確に示すことが必要である。

これまでの介護保険事業計画の作成にあたっては、一般的には現状の実績値や、将来の年齢別人口の変化をもとにしたワークシートによる自動計算結果(自然体推計)に基づいた計画作成が一般的であった。しかし、地域マネジメントや保険者機能の強化が重視される中で、保険者である市町村は、目指すべき目標を示していくことが求められている。

この目標を実現するための方向性を示すためには、現状をもとに、これまでの人口構造の変化等により、単純に直近のサービスの利用量等を伸ばしていく、いわゆる自然体推計に加え、これに施策を反映するため、計画作成委員会等の場において、地方自治体独自の調査結果や地域ケア会議で把握された地域課題、さらに以下のイで掲げる各種調査の結果等を材料としたうえで、幅広い関係者によって議論していただくことが必要である。

その際は、地域課題等への対応策を検討して、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけていく必要がある。

イ 要介護者等の地域の実態把握

市町村が第7期計画を作成するにあたり、市町村が介護保険の保険者としてその能力を発揮するためには、給付実績等の要因分析、地域の高齢者の状況の把握等をすることが重要である。それに資するよう国としても次のとおりの支援ツール等を提供しているので、これらを積極的に活用していただき、計画作成委員会等で十分に議論した上で、保険者として取り組むべき施策等を第7期計画へ反映していただきたい。

(ア) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

これまで、設問数が多い等の課題があった日常生活圏域ニーズ調査の調査項目を見直し、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票や実施の手引きをお示ししたところである。この調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、日常生活圏域単位で視覚的に把握することが可能となるため、各市町村においては、積極的な登録をお願いする。

なお、調査結果を登録するための地域診断支援情報送信ソフトについては、5月頃を目途に提供していく予定である(「参考資料4.」参照)。

(イ) 在宅介護実態調査

「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、「在宅介護実態調査」を提案し、調査票や調査手法を示したところ、多くの地方自治体で本調査を実施いただいているところである。この調査結果を集計、分析し、グラフ等を作成する集計分析ソフト、7つの地方自治体において試行的に調査した結果及び考察例を厚生労働省のホームページに近日中に掲載するので、調査結果を活用して計画を作成するための支援ツールとして活用いただきたい。

(ウ) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

現在、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した、基本的な給付分析の手順や計画作成への活かし方等を記したガイドラインを作成しており、早期に都道府県や市町村へ提供していく予定である。各市町村におかれでは、データに基づく課題分析を実施する際に、また都道府県におかれでは、市町村を支援する際に活用いただきたい。

ウ 都道府県における市町村支援

都道府県においては、市町村介護保険事業計画に記載されている在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策等が推進されるよう、必要な後方支援・広域調整などに取り組むことが重要となる。

このため、都道府県が作成する介護保険事業支援計画においては、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援を盛り込む等、都道府県の介護部局及び医療部局の双方が市町村支援に取り組むこととともに、住宅部局をはじめとした関係部局との連携を進めしていく取組を示すことが重要である。

さらに、保険者である市町村が保険者機能を発揮するためには、都道府県が市町村を具体的にかつ積極的に支援していくことが求められている。

このため、平成28年度においては、都道府県による支援体制整備のノウハウ抽出を目的に、モデルとなる5都道府県から専門的な知識を有する有識者等を保険者に一定期間派遣し、給付費分析を含めた適切な計画作成等に関するアドバイスを行う試行事業を実施している（「参考資料3.」参照）。

平成29年度においては、すべての都道府県で本事業を実施することとしている（「参考資料13.」参照）。都道府県におかれでは、本事業の積極的な活用に

より、第7期計画作成において保険者を支援していただくようお願いする。

(3) 地域包括ケア「見える化」システムにおける「将来推計機能」等

ア これまでの取組について

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県、市町村における介護保険事業（支援）計画等の作成・実行を総合的に支援するための情報システムである（「参考資料4.」参照）。

第7期計画作成の支援として提示する推計ツールについては、地域包括ケア「見える化」システム内の「将来推計機能」として、平成28年7月27日に2.0次リリースとして、試行版推計ツールを提示したところである。あわせて、都道府県等の担当者を対象とした操作講習会を開催し、各都道府県において伝達講習会の開催をお願いしたところである。

イ 今後のリリース

平成29年3月下旬に予定している3.0次リリースでは、平成28年11月に実施した市町村等からの意見集約を踏まえ、表示されるエラーメッセージの改善や施策反映を可能とする項目の追加等の機能拡充を行った暫定版推計ツールをお示しする予定である。また、自然体推計の計算過程を確認・理解することを目的とした「自然体推計の計算過程確認シート」というエクセルファイルが地域包括ケア「見える化」システムからダウンロード可能となる予定である。

平成29年夏頃に予定している4.0次リリースでは、制度改正への対応のほか、小規模保険者向けに認定者数、サービス利用者において、要介護度を包括的に推計する自然体推計ロジックの追加、都道府県への推計データ提出機能、情報提供機能等を実装した確定版推計ツールをお示しする予定である。

また、平成29年秋頃には、都道府県における推計データ比較機能の拡充や必要利用（入所）定員総数の登録機能等を実装した4.5次リリースを行う予定である。

ウ 将来推計機能の利用促進

将来推計機能を利用するためには、将来推計権限が付与されたユーザーアカウントでログインする必要があるが、都道府県別の各保険者による将来推計権限が付与されたユーザーアカウント作成状況には差がみられるところである。

平成 29 年度初頭に将来推計機能利用状況の把握を行う予定としているので、各都道府県におかれでは、管内市町村に対して積極的な働きかけをお願いする。

なお、各都道府県には管内市町村の将来推計権限が付与されたユーザーアカウントを配布しているが、これは各都道府県が将来推計機能の操作を確認することを目的として配布したものであり、市町村が利用するユーザーアカウントではないことに留意すること。

エ 今後の予定等

今回、国会に提出中の法案の審議状況を踏まえて、あらためて全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を開催し、基本指針案をお示しする予定である。また、本年秋を目途に都道府県に対して、管内の市町村等の介護保険事業計画策定の進捗状況等を確認するヒアリングを、各地方厚生（支）局において実施する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

2. 介護保険制度改革における費用負担に関する事項等について

(1) 高額介護（予防）サービス等の見直し

① 高額介護（予防）サービス費の見直し【平成29年8月施行】

（見直しの概要）

- 高額介護（予防）サービス費については、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、
 - ① 第4段階の月額上限を37,200円から44,400円に引き上げる
 - ② 1割負担となる被保険者のみの世帯については、新たに、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12）の負担上限額を設定する（3年間の時限措置。平成29年8月1日から平成30年7月31日までの間のサービス分から適用。）こととする。

② 高額医療合算介護（予防）サービス費の見直し【平成30年8月施行】

（見直しの概要）

- 高額医療合算介護（予防）サービス費については、医療保険制度における高額療養費制度の見直しに伴い、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参考し、次のとおりとする。ただし、一般所得者及び現役並み所得者のうち課税所得145万円以上380万円未満のものの算定基準額については据え置くこととする。なお、見直し後の算定基準額については、平成30年8月1日から平成31年7月31日までの間のサービス分から適用することとする。

<現行>

所得要件	算定基準額
現役並み所得者（課税所得145万円以上）	67万円
一般所得者	56万円

<見直し後>

所得要件	算定基準額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円（据え置き）
一般所得者	56万円（据え置き）

- これらの改正内容の詳細や事務手続等については、追って連絡する。また、所要の法令改正については、作業を進めることとする。

(2) 財政調整交付金の見直し

- 現行の調整交付金は、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」及び「第1号被保険者の所得段階（1～9段階）別加入割合の差」といった、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付されるものである。
- 今後、2025年にかけて全国的に75歳以上人口が急増し、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合も全国的に高くなると予測されており、後期高齢者加入割合のばらつきは縮小傾向となることが見込まれる。これに伴い、調整交付金の調整機能が縮小することが予想される。
- このような状況や、年齢階級ごとの要介護認定率、執行事務における対応を踏まえ、平成30年度より、調整交付金における年齢区分について、現行の①65～74歳、②75歳以上の2区分から、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3区分に細分化することにより、調整機能を強化することを予定している。その際、現行の調整交付金の交付割合からの激変緩和措置も併せて講じる予定。

(3) 補足給付の特例減額措置について

- 補足給付については、その支給要件に、平成27年8月から預貯金等及び配偶者の所得を、平成28年8月から非課税年金収入を勘案する改正を行っている。
- 補足給付の特例減額措置については、平成28年9月2日老介0902第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知「特定入所者介護サービス費における課税層に対する特定減額措置の周知徹底について」において周知したところであるが、改めて、その周知徹底をお願いする。

(4) 低所得者の第1号保険料軽減強化について

- 低所得者の第1号保険料軽減強化については、平成27年4月より低所得者の保険料軽減を第1段階の方を対象に実施している。その更なる拡充については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に延期されたことを踏まえ、平成29年度予算編成過程においてその取扱いを検討していたところ、現行の取組を継続することとした。
- なお、完全実施の時期については、今後の予算編成において検討していくこととする。

(5) 第三者求償事務の強化

(第三者行為求償の取組強化について)

- 第三者行為求償の取組強化については、平成28年3月31日付事務連絡「第三者行為の届出義務等に係る留意事項について」においてお示ししたところであり、各保険者においては、介護保険事業の健全な運営を確保するために、これらによる事例の発見に努めつつ、第三者行為求償の取組を強化されたい。
- また、国民健康保険中央会では平成28年3月に「第三者行為（交通事故）損害賠償事務の手引き」を作成し、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ共有しているとともに、各国保連では保険者向け研修や独自にマニュアル等を作成するなど保険者に対する多様な支援を行っている。保険者においては、国保連を活用しながら、第三者行為求償の取組強化を進めていただきたい。

3. 介護保険事業状況報告の見直し

(1) 平成 28 年度年報の様式変更

平成 28 年度から、通所介護のうち小規模な通所介護（利用定員が厚生労働省令で定める数未満（利用定員 19 人未満）のもの）については、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられたことにともない、必要な報告事項の詳細化を行うこととした。

また、高額介護（介護予防）サービス費にかかる報告について、平成 27 年 8 月サービス提供分から現役並み所得に相当する者の区分が設けられたことから、平成 27 年度年報においては 8 月支出決定までと 9 月支出決定分からの 2 種類の様式としていたが、平成 28 年度年報においては、区分追加後の様式に統一することとした。

平成 29 年度月報及び平成 28 年度年報の様式については、「介護保険事業状況報告（月報・年報）について（案）」（「参考資料 10.」参照）のとおりであり、平成 29 年度月報の様式については、変更の予定がない旨を管内保険者に周知するようお願いする。

なお、上記の見直しについての報告に係る記載上の注意事項等については、後日、事務連絡によりお示しする予定であるので、その内容を踏まえ、引き続き適切な報告を行っていただくよう管内保険者に周知をお願いする。

(2) 介護保険事業状況報告システムの政府共通プラットフォームへの移行

現在、全国の介護保険制度の実施状況を把握するため、介護保険事業状況について、月報及び年報を介護保険事業状況報告システム（以下、「本システム」という。）により全国の保険者（市町村等）から都道府県を経由して厚生労働省に報告していただき、厚生労働省において、本システムを利用し、月報及び年報の集計を行っているところである。

今般、「新たな情報通信技術戦略（平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定）」に基づき、平成 28 年度末までに政府共通プラットフォームへ移行し、平成 29 年 4 月から政府共通プラットフォーム上での運用を開始する予定である（「参考資料 11.」参照）。

政府共通プラットフォームへの移行により、インターネット経由で利用していた保守サイトについて、LGWAN 経由でも利用可能となる一方、厚生労働省サーバ

の URL が変更となる。なお、都道府県及び保険者システムについては、システム変更は生じないため、新しいプログラムの配布等は実施しない。

政府共通プラットフォームへの移行にともなう具体的な作業等については、後日、事務連絡によりお示しする予定であるので、その内容を踏まえ、適切な対応をお願いする。

(3) 正確な報告と提出期限の厳守

介護保険事業状況報告は、都道府県及び保険者のご理解・ご協力により実施されている調査である。この報告の公表にあたっては、一部の保険者からの報告データの誤りや提出の遅延が発生すると、全体の集計に支障をきたすことにより、結果として遅延につながることになる。

来年度、都道府県や保険者においては、第7期計画の作成年度であり、国において集計作業を遅滞なく行うためにも、これまで以上の正確なデータの報告と提出期限の厳守について、改めて管内保険者に対して周知徹底をお願いする。

4. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等について

(事業実施の推進)

- 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業（以下「社福軽減事業」という。）は、社会福祉事業の実施を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減を行うことは、法人本来の使命という考え方の下、低所得者の介護保険サービスの利用促進の観点から制度化しているものである。
- 本事業の趣旨を踏まえると、全ての地域において本事業が利用できるような体制を整備することが重要であり、下記の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の改正の趣旨も考慮し、各都道府県におかれては、引き続き、管内で未実施の市町村及び社会福祉法人に対し、事業実施への一層の働きかけをお願いする。また、個々の施設における本事業の実施状況は介護サービス情報公表システムにより確認できることとなっているので、利用者の利便性の向上の観点から、公表制度を通じた周知も図られたい。
- なお、平成 29 年 1 月 10 日付けで全市町村にご協力いただいた「平成 28 年度介護保険事務調査」における「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度」の実施状況に係る調査の結果は別紙のとおりである。

(社会福祉法人の新しい財務規律に係る来年度の対応)

- 現行の社福軽減事業は、要件に該当することを市町村が個別に認定した低所得者について、社会福祉法人が利用者負担を軽減した場合に、軽減額の一定割合を公費で助成する仕組みである。
- 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という）を算定しなければならないこととされている。
算定の結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要があるとされたところである。（平成 29 年 1 月 24 日老発 0124 第 1 号「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」参照）

- こうした状況を踏まえ、平成29年度においても、引き続き、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、補助金を申請することなく事業を実施することができるものとする。

(改正後実施要綱の施行期日について)

- 上記の社福軽減事業の改正事項の施行期日は平成29年4月1日とする。
なお、社福軽減事業等の実施要綱については、後日改正版を発出する予定である。

平成 28 年度介護保険事務調査における「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」に係る調査結果

○調査対象市町村 全市町村

○回答市町村 1,741 市町村

※平成 28 年 4 月 1 日時点（※集計中暫定）

○平成 28 年 4 月 1 日現在、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担額軽減制度」を実施しているか

社福軽減事業を実施している	1,646 市町村
社福軽減事業を実施していない	95 市町村

※未実施市町村名（95 市町村）

北海道	利尻町	小坂町	大島町	野迫川村
網走市	利尻富士町	上小阿仁村	利島村	香川県
三笠市	幌延町	藤里町	新島村	直島町
歌志内市	津別町	八峰町	神津島村	高知県
木古内町	清里町	五城目町	三宅村	土佐清水市
七飯町	訓子府町	八郎潟町	御蔵島村	仁淀川町
長万部町	置戸町	井川町	八丈町	佐川町
奥尻町	佐呂間町	大潟村	青ヶ島村	越知町
今金町	滝上町	山形県	小笠原村	宮崎県
せたな町	西興部村	舟形町	神奈川県	西米良村
黒松内町	平取町	飯豊町	清川村	諸塙村
ニセコ町	新冠町	福島県	富山県	鹿児島県
真狩村	様似町	湯川村	氷見市	三島村
余市町	えりも町	昭和村	舟橋村	大和村
奈井江町	新ひだか町	中島村	上市町	瀬戸内町
上砂川町	中札内村	浅川町	立山町	沖縄県
新十津川町	広尾町	茨城県	福井県	竹富町
雨竜町	陸別町	八千代町	池田町	与那国町
和寒町	標茶町	埼玉県	山梨県	
天塩町	鶴居村	東秩父村	丹波山村	
浜頓別町	中標津町	千葉県	長野県	
中頓別町	標津町	栄町	栄村	
枝幸町	秋田県	東京都	奈良県	
礼文町	北秋田市	昭島市	曾爾村	

5. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について

(利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について)

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に居住していた者（他市町村に転出して避難している者を含む。）の利用者負担や介護保険料の減免に対しては、被保険者の経済的負担の軽減及び保険者の制度運営の安定化を図るため、保険者が行った減免に要する費用に対して財政支援（補助）を行っているところである。

平成 29 年度において、避難指示の区域指定が継続している区域については、昨年度と同様の対応を継続することとし、既に区域指定が解除されている区域等（※）については、上位所得者を除き、財政支援を継続することとしている。については、管内市町村に対して、対象者及び事業所への周知徹底をお願いする。

なお、平成 30 年度以降の対応については、平成 30 年度以降の予算編成過程で検討していくこととなる。

	保険料減免	利用者負担
帰還困難区域等（注 1）	平成 30 年 3 月まで実施	平成 30 年 2 月（サービ提供分）まで実施
旧避難指示区域等（注 2）	平成 30 年 3 月まで実施 ※上位所得層は対象外（注 4）	平成 30 年 2 月（サービ提供分）まで実施 ※上位所得層は対象外（注 4）
平成 28 年度中に新たに区域指定が解除された旧居住制限区域等（注 3）	（ただし、平成 28 年度中に新たに区域指定が解除された旧居住制限区域等については 10 月以降に限る）	（ただし、平成 28 年度中に新たに区域指定が解除された旧居住制限区域等については 10 月以降に限る）

（※）既に区域指定が解除されている区域等とは、旧避難指示区域等（注 2）及び平成 28 年度中に新たに区域指定が解除された旧居住制限区域等（注 3）をいう。

（注 1）帰還困難区域等とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域をいう。

（注 2）旧避難指示区域等とは、（a）平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、（b）平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部お

より南相馬市の特定避難勧奨地点)、(c) 平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楓葉町の一部）の 3 つの区域等をいう。

(注 3) 平成 28 年度中に新たに区域指定が解除された旧居住制限区域等とは、(居住制限区域及び避難指示解除準備区域で、(a) 平成 28 年度に指定が解除された葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一 部、(b) 平成 29 年 3 月末の指定の解除が決定された飯館村の一部、川俣町の一部及び(c) 平成 29 年 3 月末の指定の解除の決定に向けて取り組んでいる浪江町の一部及び富岡町の一部をいう。ただし、この取扱いは浪江町及び富岡町については、平成 29 年 4 月 1 日 0 時以前となることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。

(注 4) 上位所得者とは、高額療養費制度の上位所得者を判定基準とした医療との整合を図り、被保険者個人の合計所得金額（ただし、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）633 万円以上を基準とする。

(※) 具体的には、以下の (1) ~ (7) となる。

- (1) 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の 5,000 万円（最大）
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円（最大）
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円（最大）
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の 800 万円（最大）
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円（最大）
- (6) 特定の土地（平成 21 年及び平成 22 年に取得した土地等であって所有期間が 5 年を超えるもの）を譲渡した場合の 1,000 万円（最大）
- (7) 上記の 1 ~ 6 のうち 2 つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000 万円（最大）

(※) (注 1) (注 2) (注 3) の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む

- 平成 29 年度における特別措置に係る財政支援については、財源構成割合を復興特会により 10 分の 8、特別調整交付金により 10 分の 2 の負担を行うこととなるので、補助金等の申請に当たっては、遺漏なきよう留意されたい。

(参考) 東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の特別措置（窓口負担・保険料の減免）

		帰還困難区域等	旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等
国保・後期高齢者・介護保険	窓口負担保険料	10/10 支援（復興特会 8/10, 特別調整交付金 2/10【注】）	10/10 支援 （復興特会 8/10, 特別調整交付金 2/10【注】） ・上位所得層は対象外 (平成 28 年度中に新たに区域指定が解除された旧居住制限区域等の上位所得層は、10 月以降に限る)
(参考) 被用者保険	窓口負担	財政力に応じて 0/3～3/3（復興特会）	財政力に応じて 0/3～3/3（復興特会） ・上位所得層は対象外 (平成 28 年度中に新たに区域指定が解除された旧居住制限区域等の上位所得層は、10 月以降に限る)

【注】財政支援の財源構成割合（復興特会：特別調整交付金）は、国保・後期高齢者医療においては、平成 26 年度以前の 8：2 から、平成 27 年度、平成 28 年度は 7：3 に変更。平成 29 年度は、6：4 に変更される。

6. 介護保険分野におけるマイナンバーの情報連携について

(マイナンバーを利用した情報連携の開始について)

- 平成 28 年 1 月より個人番号の利用が開始され、平成 29 年 7 月からは情報保有機関（地方自治体等）間の情報提供ネットワークを介した情報連携が開始される予定である。

情報連携開始後は、これまで手続きの際に必要とされていた一部の添付書類が不要となり、情報提供ネットワークシステムを介して、必要な情報を取得することが可能となる。

(介護保険分野の情報連携における留意点について)

- 平成 29 年 7 月より開始される情報連携は、情報連携できるデータ項目等を規定したデータ標準レイアウトに基づき実施されることになるが、介護保険分野においては、地方税情報に関する情報や、平成 30 年 4 月施行（一部自治体においては平成 29 年 4 月施行）の所得指標の見直しに関する項目等が未反映であるため、一部の情報において情報連携ができない状況となっている。

そのため、必要なデータ項目が提供される項目となっていない手続きについては、従来どおり、他自治体への照会等による確認を行うこととする。なお、申請者等へ添付書類の提出等を求めるることは必要最小限となるようご配慮をお願いする。（平成 29 年 1 月 18 日付事務連絡「介護保険分野における情報連携開始に向けた対応について」参照）

また、情報提供ネットワークシステムを介せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供制限について定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。

※ 業務に当たっては適宜、「デジタル PMO」（マイナンバー制度の運用に関して、内閣官房により開設された、国・地方公共団体・各データ保有機関の連携・情報共有を目的としたサイト）を参照されたい。なお閲覧にはユーザー ID、パスワードが必要であるが、内閣官房から各自治体の社会保障・税番号制度主管課へ配布済みである。

(地方税関係情報を照会する場合の留意点について)

- 情報提供ネットワークシステムを介した「地方税関係情報」の照会については、地方税法に基づく守秘義務との関係上、情報照会を行う事務手続の根拠法令に、本人（番号利用法第 2 条第 6 項に規定する「本人」をいう。以下同じ。）に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置（罰則等）がない場合、当該事務手続が申請に基づき行われ、かつ、その際に本人の同意を取ることが必要とされたところである。

○ これに関し、平成 27 年 12 月 15 日付事務連絡「介護保険分野等における番号制度の導入について」において、「第 2 号被保険者の配偶者や世帯構成員について情報連携及び府内連携により地方税関係情報を取得する場合は、別途その者の同意を得る必要があり、この方法としては、例えば申請書にその者の同意欄等を設けること等が考えられる。」と周知したところであるが、本年 2 月に通常国会に提出した介護保険法の改正案において、第 2 号被保険者の配偶者や世帯構成員について質問検査権が及ぶこととなる内容を盛り込んでいる。介護保険法の改正案が成立した場合には、上記の同意が不要となる。

※ 介護保険法の改正案が成立した場合、質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置が規定されるのは以下の者となり、これらの者の同意は不要となる。

- ・ 被保険者
- ・ 被保険者の配偶者
- ・ 被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者
- ・ 上記の者であったもの

7. 財政安定化基金の運営について

平成 28 年 3 月に会計検査院から、会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告（「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」）が行われ、厚生労働省に対して財政安定化基金の運営について、「厚生労働省において、財政安定化基金からの交付金については、保険者間の負担の公平性を確保するために、交付超過額が生じた保険者から当該交付超過額を返還させる取扱いとすることなどについて検討すること」等の指摘を受けたところ。

このため、当該指摘を踏まえ、財政安定化基金の交付額の精算について別添通知を発出する予定であるので、各都道府県においては、実情等に応じて必要な措置を検討いただきたい。

(別添)

(案)

平成29年○月○日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

財政安定化基金の運営について

介護保険制度の円滑な推進について、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

平成28年3月に会計検査院から、会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」）が行われ、厚生労働省に対して財政安定化基金の運営について指摘がありました。

これを踏まえ、下記のとおり留意事項をまとめておりますので、各都道府県において対応を検討いただくとともに、管内保険者あて周知願います。

記

1 会計検査院からの指摘事項

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」（平成28年3月会計検査院）（抜粋）

第3 検査の結果に対する所見

2 所見

(1) 介護保険の財政状況について

ア 介護保険事業特別会計における経理の状況等を踏まえ、各保険者及び各都道府県において、今後の高齢化の一層の進行等に伴い、各種の介護サービスの利用が増大して介護給付費が増大した場合に備えて、介護保険財政の健全化について引き続き留意すること、また、厚生労働省において、介護保険制度が持続可能なものとなるよう、その運営に十分に留意すること

イ 厚生労働省において、財政安定化基金からの交付金については、保険者間の負担の公平性を確保するために、交付超過額が生じた保険者から当該交付超過額を返還させる取扱いとすることなどについて検討すること

2 財政安定化基金における交付額の精算に係る留意事項

会計検査院からの指摘を踏まえて、各都道府県においては、財政安定化基金における

交付額の精算について、各自治体の実情等に応じて必要な措置を検討されたい。

その際、精算後の過大交付分の返還等の時期や、過大交付の返還に係る延滞金の有無等についても検討が必要とされることから、既に返還を行っている都道府県の実例（別紙1）を参考とされたい。

また、条例や規則の制定例についても記載したので、現在これらの規定がなく、新たに規定を整備する都道府県におかれでは別紙2を参考とされたい。

【照会及び提出先】

厚生労働省 老健局

介護保険計画課 財政第二係 佐藤

TEL 03-5253-1111(内線2263)

03-3595-2890(ダイヤルイン)

FAX 03-3503-2167

メール satou-takahiro@mhlw.go.jp

【別紙1】

○ 返還までの手続

	交付実績報告書の提出の時期 (保険者)	交付返納額の確定の時期 (都道府県)	返還の時期 (保険者→都道府県)	延滞金	規則等への記載
石川県	計画期間最終年度の翌々年度1月：保険者が実績報告を提出	2月：返還額確定	3月：返還	無し	規則等に様式は定めておらず、個別様式を作成し実績報告を求める (報告様式は、交付金申請時の様式などを参照)
愛知県	翌年度6月：保険者が実績報告を提出	10月：返還額確定	12月：返還	無し	愛知県介護保険財政安定化基金事務取扱要綱
三重県	翌年度6月：保険者が実績報告を提出			無し	三重県介護保険財政安定化基金の管理等に関する要綱
京都府	翌年度1月：都道府県が精算額について照会 2月：実績報告(1月の回答に基づき)の提出依頼	3月上旬：返還額確定	3月下旬：返還	無し	規則等に様式は定めておらず、個別様式を作成し実績報告を求める
大阪府	翌年度1月：保険者が実績報告を提出	3月：返還額確定	3月：返還	無し	規則等に様式は定めておらず、個別様式を作成し実績報告を求める (報告様式は、交付金申請時の様式などを参照)
和歌山県	翌年度8月：保険者が実績報告を提出	11月：返還額確定	3月：返還	無し	規則等に様式は定めておらず、個別様式を作成し実績報告を求める
高知県	特に定めはない。 (平成18年度は8月)	特に定めはない。 (平成18年度は10月)	特に定めはない。 (平成18年度は1月)	無し	規則等に様式は定めておらず、個別様式を作成し実績報告を求める (報告様式は、交付金申請時の様式などを参照)
福岡県	特に定めはない。 (平成24年度は6月8日)	特に定めはない。 (平成24年度は12月6日)	特に定めはない。 (平成24年度は12月28日)	無し	規則等に様式は定めておらず、その都度、様式を作成し実績報告を求めている。 (福岡県補助金等交付規則に基づき、実績報告を求める。)

【別紙2】

- 返還の根拠規定として、以下のような条例を整備することが考えられます。

○○県介護保険財政安定化基金条例

(交付金の返還)

第〇条 知事は、交付金の交付を受けた市町村が当該交付金をその交付の目的以外の用途に使用したときその他必要と認めるときは、当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- 上記の条例を受けて、下記第2項のような規定を置くことが考えられます。

○○県介護保険財政安定化基金の運営に関する規則

(交付金の額の減額等及び交付金の返還)

第〇条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第六条第六項の規定により、知事が交付金の額を減額し、又は交付金を交付しないこととすることがあるときは、同項に定める場合のほか、交付金の交付を受ける市町村が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 保険料収納必要額(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額をいう。)を不当に過少に見込んだことにより、交付金の額が不当に過大となると認められるとき。
- 二 偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けようとしたとき。
- 三 この規則に規定する交付金の交付に係る手続を怠ったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 条例第〇条の規定により、知事が交付金の全部又は一部を返還せざることがあるときは、同条に定めるときのほか、交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 前項第一号から第三号までに該当することが判明したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

